

諮問番号：令和7年度諮問第1号

答申番号：令和8年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁坂井市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和7年5月9日付で納税通知書を送付し、令和7年度固定資産税を賦課した処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、審査請求人の主張に理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却するべきである。

第2 事案の概要

※審査請求人が2名いるため、ここではそれぞれを審査請求人甲、審査請求人乙と呼称する。

- 1 本件課税処分の対象である固定資産について、登記簿上の所有者はA及びBの2名である。Bは令和5年1月20日に死亡し、同年中にAを除く法定相続人全員の相続放棄の申述が受理されたため、Bの相続人はAのみとなった。
- 2 Aについては令和6年7月18日に死亡し、その配偶者及び第1順位の相続人は同年11月5日付で金沢家庭裁判所が発行した相続放棄申述受理通知書の写しを同年11月15日に処分庁へ提出した。同日、処分庁は第2順位の相続人が既に死亡していることから、第3順位の相続人である審査請求人甲に電話で相続権が第3順位の者に移っていることを伝え、相続放棄する場合は令和6年中に手続きを終えなければ令和7年度の固定資産税が賦課される旨を伝えた。その際、処分庁は審査請求人甲に対して、同じく第3順位の相続人である審査請求人乙にも当該内容を伝えるように依頼した。
- 3 処分庁は令和6年11月18日に改めて「相続による納付義務承継通知書」を審査請求人甲へ税務課窓口にて交付し、Aからの相続事実を伝えた。
- 4 対象資産の登記簿上の所有者であるA及びBは令和7年度における賦課期日（令和7年1月1日）以前に死亡している。地方税法第343条第2項後段において、登記簿上の所有者が死亡している場合は、「当該土地又は家屋を現に所有している者」を所有者とする旨の規定があり、処分庁は当該規定に基づき、賦課期日時点での法定相続人4名（審査請求人甲乙ほか2名）を課税台帳へ登録した。
- 5 審査請求人甲乙は令和7年1月10日に金沢家庭裁判所で相続放棄の申述が受理された。処分庁においても金沢家庭裁判所に照会を行い、同年2月3日付の回答にて相続放棄の申述が受理されていることを確認している。
- 6 処分庁は令和7年度固定資産税を賦課し、納税通知書を令和7年5月9日付で審査請求人甲に発送した。
- 7 審査請求人甲は、本件処分の取消しを求めて、令和7年5月21日付で審査請求書を郵送にて提出した。なお、審査請求人乙に関してはこの時点では納税通知書は送付されていないが、審査請求人甲とともに納税義務者となることが明らかであっ

たため、同じくして審査請求書を提出したものと考えられる。

- 8 処分庁は、審査請求人乙を含む3名に対しても、令和7年6月5日に改めて令和7年度固定資産税納税通知書を送付した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 民法第939条には「相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす」と明確に規定されており、この規定は相続放棄の効力が、相続開始の時点まで遡って生じることを意味する。
- (2) 相続放棄の申述が受理されている以上、審査請求人は相続開始時点から、相続人ではなかったことになるため、相続財産に対する所有権を原始的に取得することはないのであり、地方税法第343条第2項後段にいう「現に所有している者」に該当しない。ゆえに、令和7年度固定資産税の賦課期日である令和7年1月1日時点において、当該固定資産を「現に所有している」という事実はない。
- (3) 上記の理由から、相続放棄を行った審査請求人を「現に所有している者」として固定資産税の賦課処分を行った本件処分は法的根拠を欠く違法なものであり、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 固定資産税の賦課期日は、年度の初日の属する年の1月1日であり（地方税法第359条及び坂井市税条例第66条）、地方税法第343条第2項後段において「登記名義人が賦課期日前に死亡しているときは、賦課期日において当該土地又は家屋を現に所有している者」を納税義務者として、固定資産税を賦課する旨が定められている。
- (2) 審査請求人の相続放棄の申述が受理されたのは、令和7年1月10日であり、賦課期日である同年1月1日時点において、審査請求人は法定相続人であり、本件固定資産を承継しうる立場にあったと言える。
- (3) 賦課期日時点の状況を鑑みれば、その当時において、審査請求人は法定相続人の立場にあり、当該事実をもって「現に所有している者」として固定資産税の納税義務者とした本件処分に法適用上の誤りはなく、違法性はない。

第4 審理員意見書の要旨及び審査庁の諮問に係る判断

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、棄却するべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の違法性について

本件処分において、相続放棄後に固定資産税の納税義務があるかどうか争点となる。相続放棄の申述が受理されると、民法上は初めから相続人でなかったものとみなされるが、固定資産税の賦課処分に際しては、賦課期日（毎年1月1日）時点の事実関係に基づいて納税義務者を判断することとなる。

本件においては、賦課期日である令和7年1月1日時点で登記上の所有者はすでに死亡しており、実際に土地を使用・占有する者は存在しなかった。そのため、賦課期日時点で相続権を有し、土地を承継・所有することが可能な立場にあった法定相続人を「土地を現に所有している者」と解することは、法令解釈上、相応の合理性が認められる。

その後、令和7年1月10日に相続放棄が受理されたとしても、賦課期日時点での、法定相続人であったという事実関係が変わることはないのであるから、本件に関しては、相続放棄の遡及効が及ばないと解するべきである。

また、相続放棄は民法上の債権債務関係に影響するものであり、地方税法を根拠とする固定資産税の賦課期日時点の事実認定に対して、遡って効力を有するものではないと考える。

以上から、本件処分は地方税法に基づくものであり、違法性はないと結論付ける。

(2) 本件処分の不当性について

処分庁においては、賦課期日より前の令和6年11月15日に、第1順位の相続人から相続放棄申述受理通知書の写しを受領し、同日、審査請求人に対して電話で相続の状況を説明している。その際に令和6年中に相続放棄の手続きを完了しない場合は、令和7年度の固定資産税が賦課される旨を審査請求人甲へ説明している。審査請求人乙に対しても審査請求人甲を介して、相続事実及び固定資産税の課税について説明を行っている。

その後も窓口において審査請求人甲へ「相続による納付義務承継通知書」を交付し、改めて土地の承継や固定資産税の賦課処分について説明を行っている。

固定資産税納税通知書の発送を含む一連の賦課処理についても、適切な手順でなされており、その事務に瑕疵があったとは言えない。

以上のとおり、本件処分に係る事務処理に関しても何ら問題は見受けられないことから、本件処分の不当性はないものとする。

(3) 判断

以上のとおり、処分庁の行った本件処分について、違法性及び不当性はないため、本件処分について取り消す理由は認められない。

3 審査庁の意見

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却が適当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和8年3月12日	審査庁から諮問書を受領
令和8年3月31日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の違法性及び不当性について

本件は、家庭裁判所における相続放棄申述受理の時期が賦課期日をまたいだことにより、固定資産税の課否に影響を及ぼした事例である。相続や手続きを行った時期により、一見すると不公平ともいえる差異が生じるが、地方税法において、固定資産税は賦課期日における所有者を納税義務者とする定められている以上、このような差異は制度上予定された結果と解さざるを得ない。

また、本件のように年末に相続放棄申述を行うことになった事情や家庭裁判所の事務繁忙による処理の遅延といった個々の事情が存在する場合であっても、固定資産税の課税制度が個々の事情に立ち入って課税関係を調整する仕組みではない以上、これらの差異は制度の性質上やむを得ないものといわざるを得ず、個々の事情をどこまで考慮するかについて明確な基準を設けることは困難であり、個人ごとの事情を考慮したうえで課税処分を行うことは、制度運用上の混乱を招くおそれがあると考えられる。

以上の点を考慮したうえで、本件処分は、関係法令に基づき行われたものであって、処分の手続き自体に違法性は認められない。

また、本件処分に係る処分庁の対応においても、審査請求人及び処分庁から提出された事件記録を確認し、検討した結果、審理員意見書に記載のとおり不当性は認められない。

3 結論

上記のとおり、本件審査請求については理由がないものと認められるので、当審査会は第1記載のとおり判断する。

第7 付言

当審査会の結論は以上であるが、以下の点について付言する。

本件については、公法（地方税法等）の文理解釈にのみ基づき処分を行うべきか、私法（民法等）との整合性を図りながら処分を行うべきか、意見が分かれる事例であり、しばしば議論となっている問題である。

固定資産税の場合、相続放棄を行った者に固定資産税が賦課され、それを納税した場合は、その者は当該固定資産の真なる所有者に、その負担分を求償する権利を有する。ただし、本件のようにすべての相続人が相続放棄し、真なる所有者が存在しない場合は、実質的に求償する相手方がおらず、利益調整の場が与えられない場合もある。

相続事情や処分庁及び家庭裁判所における事務処理のタイミングなど、自らのコントロールできない事情により、本件処分に至った経緯を鑑みるに、相続事実を知

ってから迅速に手続きを行った本件審査請求人には、十分に汲むべき事情があったと考えられる。その観点から、地方税法第343条第2項後段の「現に所有している者」の解釈にあたっては、相続放棄の遡及効を前提として考え、本件審査請求は認容すべきとの反対意見もあった。

しかしながら、判例や国からの明確な見解が示されていない以上、最終的にどちらを採用するかは処分庁の判断に委ねられており、検討の結果、審査会の結論としては、本件処分には法令上、違法性は認められないと判断した。

なお、行政機関が住民から信頼されるためには、住民の心情に寄り添った、誰もが納得できる処分を行っていくこともまた、大切なことであると考え。あくまでも法令上問題がない範囲ではあるが、処分庁においては、こういったことも念頭に置いて、引き続き業務に努めていただきたいと考える。

坂井市行政不服審査会